

○農林水産省令第
国土交通省令第

号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第三項第四号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第八条第二項第二号及び第二十四条の規定に基づき、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 築 和生

国土交通大臣 井林 辰憲

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部改正）

第一条 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成十六年農林水産省令第四号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(景観重要樹木の指定の提案) 第二条 (略) 2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備推進法人が提案を行うとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (管理協定を締結しようとする旨等の公告) 第七条 法第三十七条第一項（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。 一 三 (略) 四 管理協定が景観整備推進法人により締結されるものであるときは、その旨 五 (略) (景観協定の認可の基準) 第十一条 法第八十三条第一項第三号（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 法第八十一条第二項第二号の良好な景観の形成のための事項は、法第八条第三項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。 三 七 (略)
改正前	(景観重要樹木の指定の提案) 第二条 (略) 2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行うとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。 (管理協定を締結しようとする旨等の公告) 第七条 法第三十七条第一項（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。 一 三 (略) 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨 五 (略) (景観協定の認可の基準) 第十一条 法第八十三条第一項第三号（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 法第八十一条第二項第二号の良好な景観の形成のための事項は、法第八条第二項第二号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。 三 七 (略)

（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年^{農林水産省}^{国土交通省}令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六 （略） 七 特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第二号の二から第六号までに掲げる特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定業務施設等誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。 八～十三 （略） （畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定） 第六十九条 法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二 （略） 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三六)の項において同じ。） 四・五 （略）	(定義) 第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六 （略） 七 特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第二号の二から第六号までに掲げる特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。 八～十三 （略） （畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定） 第六十九条 法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 一・二 （略） 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三七)の項において同じ。） 四・五 （略）

六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二、第百七条及び第百七条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三六)の項において同じ。）

七 十一（略）

十二 都市計画法第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三七)の項において同じ。）及び都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三 十六（略）

（用途地域等関係）

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三(三)欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の(二)の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項第一号、第五十六条の二第一項（同法別表第四(三)欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）及び第二項から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項（建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第六十条の三第一項第一号及び第二項本文並びに第六十条の四第一

六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三八)の項において同じ。）

七 十一（略）

十二 都市計画法第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表第三の(三九)の項において同じ。）及び都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三 十六（略）

（用途地域等関係）

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三(三)欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の(二)の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項（第二号及び第三号を除く。）、第五十六条の二第一項（同法別表第四(三)欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）、第二項から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項（建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで（これらの規定のただし書を除く。）並びに第六十条の三第一項（第二号及び第三号

項第一号及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項、第六十条の四第三項及び第四項並びに第六十八条の二第二項（建築基準法施行令第三百三十六条の二の五第一項（建築物の容積率に係る部分に限る。）の規定に係る部分を除く。別表第九の（二）の項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二（略）

別表第九（第七十二条関係）

				(一)	(二)
(い)		(略)	第七十九条の規定が適用される認定畜舎等		
		(略)	特定用途誘導地区内に存することとなつた認定畜舎等	特定業務施設等誘導地	
(ろ)	図書の種類	(略)	(略)	配置図	
明示すべき事項		(略)	(略)	特定用途誘導地区の境界線	特定業務施設等誘導地区の境界線

を除く。）及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及び第六十八条の二第二項（建築基準法施行令第三百三十六条の二の五第一項（建築物の容積率に係る部分に限る。）の規定に係る部分を除く。別表第九の（二）の項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二（略）

別表第九（第七十二条関係）

			(二)	(一)		
			第七十九条の規定 が適用される認定 畜舎等	(略)	(い)	
特定用途誘導地区内に 存すること となった認 定畜舎等		(略)				
配置図		(略)	(略)	(略)	図書の種類	(ろ)
特定用途誘導地区の境 界線		(略)	(略)	(略)	明示すべき事項	

(三)		
(略)		
	(略)	区内に存することとなつた認定畜舎等 特定業務施設等誘導地区内に存することとなつた認定畜舎等であつて、建築基準法第六十条の四第三項に規定する条例の規定が適用されるもの
(略)	(略)	建築基準法施行規則第一条の三第七項の規定により特定行政庁が規則で定める図書
(略)	(略)	建築基準法施行規則第一条の三第七項の規定により特定行政庁が規則で定める事項

(三)		
(略)		
	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月 日）から施行する。